



埼玉県報

第 599 号
令和 7 年(2025 年)
3 月 14 日
金曜日

目 次

規則

- 特定都市河川浸水被害対策法施行細則（河川砂防課）

訓令

- 埼玉県議会事務局規程の一部を改正する訓令（政策調査課）

告示

- 県税の収納事務に係る告示（税務課）
- 新座都市計画事業の認可及び事業計画の変更の周知（道路街路課）
- 朝霞都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川口都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川口都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 草加都市計画道路の変更（都市計画課）
- 東松山都市計画道路の変更（都市計画課）
- 和光都市計画事業和光市和光北インター東部土地区画整理事業の事業計画変更（第 2 回）の認可（市街地整備課）
- 鴻巣駅東口駅通り地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更認可（市街地整備課）
- 川口都市計画第一種市街地再開発事業の都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 行田都市計画公園事業施行の周知（公園スタジアム課）
- 上尾都市計画公園の事業認可（公園スタジアム課）
- 埼玉県警察次期文書管理システム開発等業務委託に係る落札者等の公示（会計課）
- 県道さいたまふじみ野所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 埼玉県指定有形文化財の指定（文化財・博物館課）
- 埼玉県指定有形民俗文化財の指定（文化財・博物館課）
- 埼玉県指定天然記念物の指定（文化財・博物館課）
- 埼玉県指定天然記念物の追加指定（文化財・博物館課）
- 令和 7 年 3 月 3 日現在における選挙人名簿登録者数の 50 分の 1 の数等（選挙管理委員会）
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る埼玉県内水面漁場管理委員会指示（内水面

令和 7 年 (2025 年) 3 月 14 日

漁場管理委員会)

規則

特定都市河川浸水被害対策法施行細則をここに公布する。

令和七年三月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第十七号

特定都市河川浸水被害対策法施行細則

(雨水貯留浸透施設整備計画の変更の認定の申請)

第一条 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。)第十四条第一項の変更の認定を受けようとする者は、様式第一号の申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、特定都市河川浸水被害対策法施行規則(平成十六年国土交通省令第六十四号。以下「省令」という。)第六条第二項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

3 省令第六条第三項及び第四項の規定は、前項に規定する図書について準用する。
(認定事業者の地位の承継の申請)

第二条 法第二十六条の承認を受けようとする者は、様式第二号の申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 認定計画に係る雨水貯留浸透施設の敷地である土地の所有権その他当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に必要な権原の取得を証する書類

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(雨水浸透阻害行為協議書の添付図書)

第三条 省令第十六条第一項の雨水浸透阻害行為協議書には、省令第十八条第一項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

2 省令第十八条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する図書について準用する。

(雨水浸透阻害行為の変更の許可の申請等)

第四条 法第三十七条第二項の申請書の様式は、様式第三号のとおりとする。

2 法第三十七条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第四号の届出書を知事に提出しなければならない。

3 法第三十七条第四項において準用する法第三十五条の協議をしようとする者は、様式第三号の協議書を知事に提出しなければならない。

4 第一項の申請書及び前項の協議書には、省令第十八条第一項各号に掲げる図書のうち法第三十一条第一項各号に掲げる事項の変更(法第三十七条第一項ただし

書に該当するものを除く。）に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

5 省令第十八条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する図書について準用する。

（雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出）

第五条 法第三十条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事に着手したときは、その旨を様式第五号の届出書により速やかに知事に届け出なければならない。

（雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書の添付図書）

第六条 省令第二十六条第一項の届出には、雨水浸透阻害行為に関する工事の状況を示す写真その他の知事が必要と認める図書を添付しなければならない。

（雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書の添付図書）

第七条 省令第二十六条第二項の届出には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類

二 雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合にあつては、廃止時の当該工事に係る土地の現況地形図（縮尺二千五百分の一以上のもの）

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

（雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証の交付）

第八条 知事は、法第三十八条第二項の規定による検査の結果、当該検査に係る雨水浸透阻害行為に関する工事が法第三十二条の政令で定める技術的基準に適合すると認めたときは、様式第六号の検査済証を法第三十条の許可を受けた者に交付するものとする。

（身分証明書）

第九条 法第四十二条第二項及び第七十四条第二項（法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、様式第七号のとおりとする。

（提出する書類の部数）

第十条 法、省令及びこの規則に基づき知事に提出する書類及びその添付図書の部数は、正本一通及び副本一通とする。

附 則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。ただし、第一条、第二条、第九条（法第四十二条第二項に係る部分を除く。）及び第十条並びに様式第一号、様式第二号及び様式第七号の規定は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 1 条関係）

雨水貯留浸透施設整備計画変更認定申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所
氏 名
〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

特定都市河川浸水被害対策法第 1 1 条第 1 項の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画について変更したいので、同法第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

雨水貯留浸透施設整備計画 の認定番号		年 月 日 第 号
変 更 に 係 る 事 項	1	雨水貯留浸透施設の位置
	2	雨水貯留浸透施設の規模
	3	雨水貯留浸透施設の構造及び設備
	4	雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画
	5	雨水貯留浸透施設の管理の方法及び期間
	6	雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施時期
	7	その他必要な事項
変 更 の 内 容	（上記の変更に係る事項の番号： ） 変更前	
	変更後	
	（上記の変更に係る事項の番号： ） 変更前	
	変更後	
変 更 の 理 由		
そ の 他 必 要 な 事 項		
※受 付 番 号		年 月 日 第 号
※認 定 番 号		年 月 日 第 号

- 備考 1 「変更に係る事項」欄は、変更をしようとする事項の番号を○で囲むこと。
- 2 「その他必要な事項」欄には、変更後の雨水貯留浸透施設整備計画に基づき雨水貯留浸透施設を設置することについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。
- 3 ※印のある欄には、記載しないこと。

様式第 2 号（第 2 条関係）

雨水貯留浸透施設整備計画地位承継承認申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

特定都市河川浸水被害対策法第 2 6 条第 1 項の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

雨水貯留浸透施設整備計画の認定を受けた者	住 所	
	氏 名	
雨水貯留浸透施設整備計画の認定番号		年 月 日 第 号
雨水貯留浸透施設の位置		
雨水貯留浸透施設の規模		
承 継 の 原 因		
権 原 取 得 年 月 日		年 月 日 第 号
※ 上記のことについて 年 月 日		第 号

備考 ※印のある欄には、記載しないこと。

様式第3号（第4条関係）

雨水浸透阻害行為変更許可申請書
協 議

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定都市河川浸水被害対策法第37条第4項において準用する同法第3
5条の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更
について次のとおり許可を申請
協 議 します。

変 更 に 係 る 事 項	1	雨水浸透阻害行為の区域 に含まれる地域の名称	
	2	雨水浸透阻害行為区域の 面積	平方メートル
	3	雨水浸透阻害行為に関す る工事の計画の概要	
	4	対策工事の計画の概要	
	5	雨水浸透阻害行為に関す る工事の着手予定年月日	年 月 日
	6	雨水浸透阻害行為に関す る工事の完了予定年月日	年 月 日
	7	対策工事の着手予定年月 日	年 月 日
	8	対策工事の完了予定年月 日	年 月 日
	9	そ の 他 必 要 な 事 項	
変 更 の 理 由			
雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号	
そ の 他 必 要 な 事 項			
※受 付 番 号		年 月 日 第 号	
※変更の許可に付した条件			
※変 更 の 許 可 番 号		年 月 日 第 号	

- 備考 1 「許可申請 協議」、「第 3 7 条 第 1 項 「の 許 可 を 受 け た 「許可を申請 条」、「 について協議が成立した」、「 協議」 については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「変更に係る事項」欄には、変更をしようとする事項について、変更後のものを記載すること。
- 3 「その他必要な事項」欄には、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。
- 4 ※印のある欄には、記載しないこと。

様式第 4 号（第 4 条関係）

雨水浸透阻害行為変更届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定都市河川浸水被害対策法第 37 条第 3 項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可番号			年 月 日 第 号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称			
変更に係る事項	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	変更前	年 月 日
		変更後	年 月 日
	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	変更前	年 月 日
		変更後	年 月 日
	対策工事の着手予定年月日	変更前	年 月 日
		変更後	年 月 日
	対策工事の完了予定年月日	変更前	年 月 日
		変更後	年 月 日
変 更 の 理 由			
そ の 他 必 要 な 事 項			

備考 「その他必要な事項」欄には、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。

様式第 5 号（第 5 条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所
氏 名
〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

特定都市河川浸水被害対策法施行細則第 5 条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）に着手しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する 工事の着手年月日		年 月 日
対 策 工 事 の 着 手 年 月 日		年 月 日
雨水浸透阻害行為の区域に 含まれる地域の名称		
工事施工者（法人 にあっては、主た る事務所の所在地、 名称及び代表者の 氏名）	住 所	
	氏 名	
	連絡先 （電話番号	）
	現場管 理者の 氏名	

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事 印

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第 3 2 条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

雨水浸透阻害行為の許可番号	年 月 日 第 号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	

様式第 7 号（第 9 条関係）

（第 1 面）

第	号
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第 2 面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙 1 枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
 - 4 第 2 面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

訓 令

埼玉県議会訓令第一号

埼玉県議会事務局

埼玉県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月十四日

埼玉県議会議長 齊 藤 邦 明

埼玉県議会事務局規程の一部を改正する訓令

埼玉県議会事務局規程（昭和五十四年埼玉県議会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条図書室の項中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第十二条第一項中「「埼議」」を「秘書課は「埼議秘」、総務課は「埼議総」、議事課は「埼議議」、政策調査課は「埼議政」、図書室は「埼議図」」に改める。

別表第二図書室の項局長専決事項の欄中第二号を削る。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第百五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
埼玉県さいたま県税事務所、埼玉県川口県税事務所、埼玉県朝霞県税事務所、埼玉県川越県税事務所、埼玉県春日部県税事務所及び埼玉県越谷県税事務所において行う県税に係る徴収金の収納事務	株式会社アイヴィジット 東京都豊島区東池袋四丁目5番2号	令和七年三月一日から 令和九年二月二十八日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年一月三十一日

三 委託をした日

令和七年三月一日

告 示

埼玉県告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（平成三十年関東地方整備局告示第百五十二号）及び同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（令和七年関東地方整備局告示第五十八号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和七年三月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県朝霞市浜崎六百七十八番地

三 都市計画事業の種類及び名称

平成三十年関東地方整備局告示第百五十二号新座都市計画道路事業三・四・十号放射七号線

四 事業施行期間

平成三十年四月二日から令和十四年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第百五十八号

朝霞市から朝霞都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年三月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第百五十九号

川口市から川口市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年三月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告 示

埼玉県告示第百六十号

川口市から川口都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年三月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、草加都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年三月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、東松山都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年三月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第百六十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和七年三月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 組合の名称

和光北インター東部地区土地区画整理組合

二 事業施行期間

令和五年十月六日から令和十六年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県和光市新倉二丁目、新倉三丁目、新倉四丁目、新倉七丁目、新倉八丁目、下新倉五丁目及び下新倉六丁目の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県和光市丸山台一丁目一番十四号

五 設立認可の年月日

令和五年十月六日

六 変更認可の年月日

令和七年三月十四日

告 示

埼玉県告示第百六十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により公告する。

令和七年三月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 組合の名称

鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十八年三月一日から令和七年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県鴻巣市本町一丁目の一部

四 事務所所在地

埼玉県鴻巣市本町一丁目七番一号

五 設立認可の年月日

平成二十八年三月一日

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和七年三月十四日

告 示

埼玉県告示第百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により川口市から川口都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和七年三月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（令和七年関東地方整備局告示第二十五号）があつたので、当該変更の認可を受けた事業計画について次のとおり公告する。

なお、事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、同法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和七年三月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画事業の種類及び名称

昭和六十三年建設省告示第四十二号行田都市計画公園事業九・六・〇一号さき
たま古墳公園

二 施行者の名称

埼玉県

三 事務所の所在地

埼玉県熊谷市赤城町一丁目百四十七番地三号

四 事業地の所在

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

なし

五 変更に係る事業施行期間

昭和六十三年一月十一日から令和十一年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、令和二年埼玉県告示第二百十二号で告示した上尾都市計画公園事業（伊奈町施行）の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 事業施行期間

平成二年九月十一日から令和十二年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第百六十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年三月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県警察次期文書管理システム開発等業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和7年1月10日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号

5 落札金額

264,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年11月22日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年三月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 昌 行

路 線 名	さいたまふじみ野所沢線
供用開始の区間	ふじみ野市大井武蔵野一三一四番四 地先から入間郡三芳町大字上富字八 軒家二〇五五番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分 に限る。)
供用開始の期日	令和七年三月十四日
備 考	令和四年十一月二十二日付け 埼玉県川越県土整備事務所長 告示第二十二号で告示した道 路予定区域の一部供用開始で ある。延長一九五・五九メー トル

告 示

埼玉県教委告示第五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和七年三月十四日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和七年三月二十一日 午後一時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 埼玉県教職員健康審査会委員の任免について
- ロ 学校における働き方改革基本方針の改定について
- ハ 魅力ある県立高校づくりの方針について
- ニ その他

告 示

埼玉県教委告示第六号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり指定する。

令和七年三月十四日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

種類	名称及び員数	所在地 (所有者住所)	所有者
典籍	紺紙金字法華経 八卷	埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目二百十九番地 (埼玉県加須市大越千九百八十四番地)	宗教法人徳性寺

告 示

埼玉県教委告示第七号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第二十六条第一項の規定により、埼玉県指定有形民俗文化財として次のとおり指定する。

令和七年三月十四日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

名称及び員数	所在地	所有者
木魂神社の舞台 一棟	埼玉県秩父郡小鹿野町下小鹿野字上津谷木三千三百一番地	宗教法人木魂神社

告示

埼玉県教委告示第八号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十一条第一項の規定により、埼玉県指定天然記念物として次のとおり指定する。

令和七年三月十四日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

名称及び員数	所在地 (所有者住所)	所有者 (管理者)
秩父山地のニホンオオカミ 標本 毛皮標本 二点	埼玉県秩父市三峰二百九十八番地二 (埼玉県秩父市三峰二百九十八番地一)	宗教法人三峰神社
秩父山地のニホンオオカミ 標本 頭骨 一点	埼玉県秩父郡長瀨町大字井戸四百四十四番地	井上幹夫
秩父山地のニホンオオカミ 標本 頭骨 一点	埼玉県比企郡ときがわ町大字西平千七百二十九番地一	野口和友
秩父鉾山産鉾物・岩石標本 百四十二点 附 関連資料一式	埼玉県秩父郡長瀨町大字長瀨千四百四十七番地一	埼玉県 (埼玉県立自然の博物館)

告 示

埼玉県教委告示第九号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十一条第一項の規定により、埼玉県指定天然記念物として次のとおり追加指定する。

令和七年三月十四日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

名称	所在地	所有者
中川低地の河畔砂丘群 高野砂丘	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下野 字山合八百四十九番	杉戸町

告 示

埼玉県選管告示第五号

令和七年三月三日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和七年三月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二二、七一二

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六六、九四五

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六九、六四二人
南第二区 川口市	一四七、一八九人
南第三区 さいたま市西区	二六、四一二
南第四区 さいたま市北区	四二、一五八
南第五区 さいたま市大宮区	三四、九三五
南第六区 さいたま市見沼区	四六、〇八六
南第七区 さいたま市中央区	二八、八四〇
南第八区 さいたま市桜区	二六、八四六
南第九区 さいたま市浦和区	四六、二六〇
南第十区 さいたま市南区	五三、〇六〇

南第十一区	さいたま市緑区	三六、二四〇人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、四一〇人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七六、九五一人
南第十四区	桶川市	二一、〇三四人
南第十五区	北本市	一八、八七四人
南第十六区	鴻巣市	三三、一九四人
南第十七区	志木市	二〇、九九〇人
南第十八区	新座市	四五、九二八人
南第十九区	蕨市	一九、七六四人
南第二十区	戸田市	三七、三九四人
南第二十一区	朝霞市	三九、七二七人
南第二十二区	和光市	二三、三三三人
西第一区	所沢市	九六、七八一人
西第二区	入間市	四〇、七〇〇人
西第三区	飯能市	二二、二一四人
西第四区	狭山市	四二、一九六人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四一、九八四人
西第六区	富士見市	三一、四〇七人
西第七区	川越市	九七、七八九人
西第八区	日高市	一五、三五五人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一六、三八六人
西第十区	坂戸市	二七、七三七人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、七一八人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三五、六九〇人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二一、三一二
北第一区	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	二六、七六九人
北第二区	本庄市・神川町・上里町	三三、一七五人
北第三区	深谷市・美里町・寄居町	五一、三一二
北第四区	熊谷市	五三、八五〇人
東第一区	行田市	二二、一一四人
東第二区	羽生市	一四、八八三人
東第三区	加須市	三一、三一二
東第四区	久喜市	四二、四九〇人

東第五区	蓮田市	一七、四五五人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、二〇五人
東第七区	春日部市	六五、二九六人
東第八区	越谷市	九五、〇三〇人
東第九区	八潮市	二五、三九二人
東第十区	三郷市	三八、五一二人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二六、四二七人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、六一二人

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和七年三月十四日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 佐 野 元 彦

一 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面においては、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び埼玉県が疾病検査を行う場合を除き、コイの生きたままの持ち出し及びコイの持ち込みをしてはならない。

二 指示期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで